

今こそ
学ぼう。

金融リテラシー



©2014 大阪府もずやん

金融リテラシーってなに？

18歳以上のあなたは成年です！

令和4年4月に民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳になりました。

未成年者は、法定代理人（親権者等）の同意を得ずに契約を行った場合、「未成年者契約取消権」により取り消すことができますが、成年を迎えるとその権利は行使できません。

そのため、自己の責任において契約トラブルを回避する術を身に付ける必要があります。

その中でも、金銭トラブルを避けるために必要な金融に関する知識や心構えなどを「金融リテラシー」といいます。

学
ぼう

信用と借金

日頃行っている商品またはサービスの購入は、販売業者や金融機関との契約です。特に消費者の「信用」に基づいて提供されるサービスを「消費者信用」と言います。

消費者信用

ローン（消費者金融）

消費者ローン（無担保）

担保貸付など

- ・物的担保（不動産・動産など）
- ・人的担保（保証人・連帯保証人）

クレジット（販売信用）

割賦方式（分割払い方式）

非割賦方式（一括払い方式）

- ・「**ローン**」とは、金融機関（銀行、カード会社、消費者金融等）から直接お金を借りる契約のことです。
- ・「**クレジット**」とは、買い物などの代金をカード会社に立替えてもらい後払いする契約のことです。

ローンもクレジットも借金です。借りたお金は当然に返済しなければなりません。借金によって、将来の生活が制約される可能性があるため、返済計画を立てた上で利用することが必要です。

また、キャッシュレス決済を利用する場合は、支出の感覚が薄れやすいので、収支の管理は特に注意しなければなりません。

信用情報と信用情報機関

「信用情報」とは、主に次の3つの情報のことです。

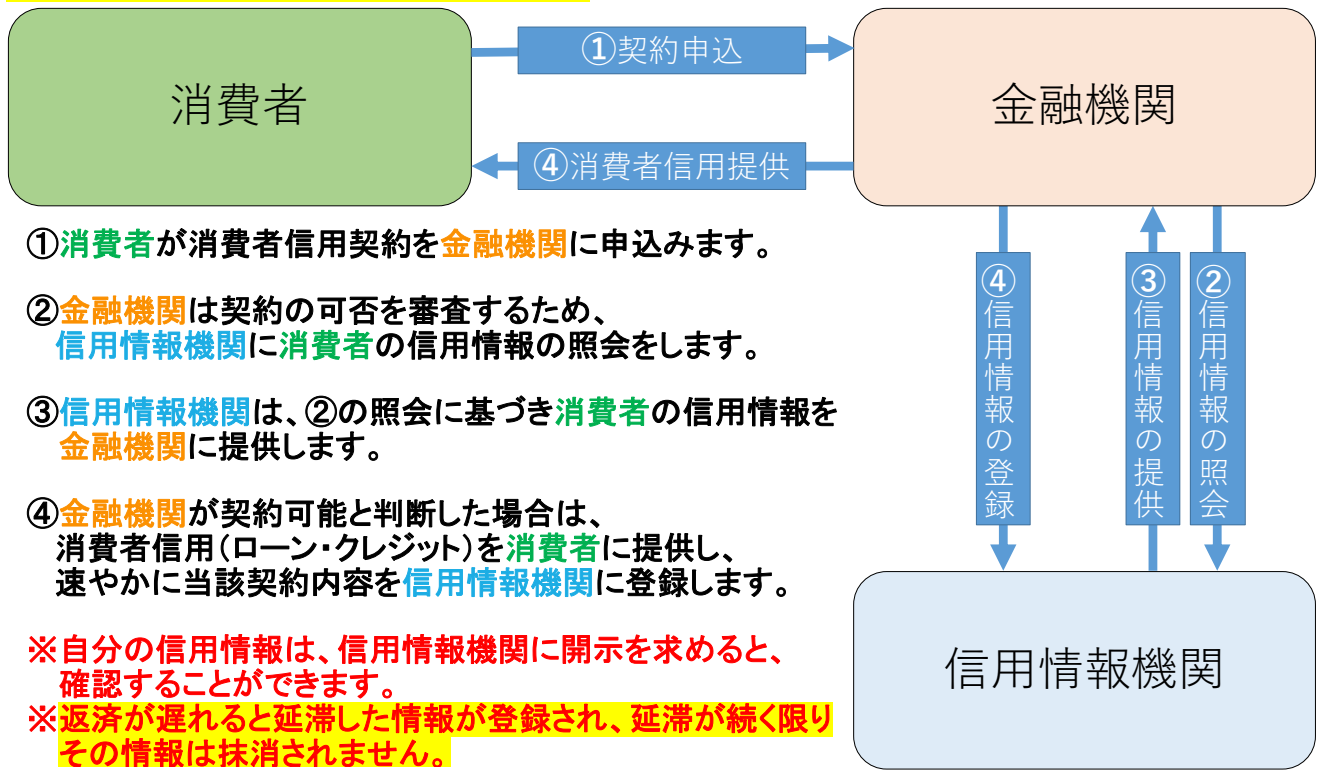
消費者信用において、金融機関が契約の可否などを判断する情報の一部として、審査を行う際に確認します。

- ・本人を特定するための情報（個人情報）
⇒ 名前、生年月日、住所、電話番号、勤務先など
- ・取引に関する情報
⇒ 契約の種類、契約日、契約金額や借入残高など
- ・取引から発生する情報
⇒ 延滞状況や債務整理等の措置情報など

「信用情報機関」とは、金融機関から登録される消費者と取引した際の信用情報を管理・提供している機関です。

実際の取引事実に基づいた客観的な情報によって、消費者信用における適切な取引が実現しています。

消費者信用（ローン・クレジット）利用の流れ



延滞した情報が登録されている消費者との取引はリスクがあるため、新しくクレジットカードが作れない、利用ができない、または新たにローンが組めないなど金融機関が契約を敬遠する場合があります。

信用情報を傷つけないよう無理のない範囲での利用が大切です。

元金と利息

金融機関は、ローン契約やクレジット契約のサービスを提供することで、「利息」や「手数料」などの金銭的対価を得ます。

消費者は、借金の残高を基に計算される利息などを加えた金額を返済しなければなりません。

なお、金融機関が本人の年収などの情報をもとに貸付可能額の審査を行うため、無制限にお金を借りることはできません。

金利についても、金額によって上限が設けられています。

金利の上限について

金 額	～10万円未満	10～100万円未満	100万円～
金 利	年20%	年18%	年15%

一般的な利息の計算方法（日割り計算）

$$\text{利息} = \text{元金（残高）} \times \text{金利} \times \text{借入日数} \div 365 \text{日（366日）}$$

主な返済方法

- ①月々の一定の元金に利息を加算し返済する方法【元金均等返済方式】
- ②月々の返済額（元金＋利息）を一定に返済する方法【元利均等返済方式】
- ③決まった期日にまとめて返済する方法【一括返済方式】

（例）10万円を年18%の金利で10か月（10回払い）借りの場合

借入日 3月31日			元金均等				元利均等				一括返済
返済回数	月末払い	日数	元金	利息	返済額	残高	元金	利息	返済額	残高	
1回目	4月30日	30	10,000	1,479	11,479	90,000	8,521	1,479	10,000	91,479	
2回目	5月31日	31	10,000	1,375	11,375	80,000	8,602	1,398	10,000	82,877	
3回目	6月30日	30	10,000	1,183	11,183	70,000	8,774	1,226	10,000	74,103	
4回目	7月31日	31	10,000	1,070	11,070	60,000	8,868	1,132	10,000	65,235	
5回目	8月31日	31	10,000	917	10,917	50,000	9,003	997	10,000	56,232	
6回目	9月30日	30	10,000	739	10,739	40,000	9,169	831	10,000	47,063	
7回目	10月31日	31	10,000	611	10,611	30,000	9,281	719	10,000	37,782	
8回目	11月30日	30	10,000	443	10,443	20,000	9,442	558	10,000	28,340	
9回目	12月31日	31	10,000	305	10,305	10,000	9,567	433	10,000	18,773	
10回目	1月31日	31	10,000	152	10,152	0	18,773	286	19,059	0	115,090円
（総額）⇒			108,274円				109,059円				115,090円

金銭的対価として利息の後に、残額が元金に充てられるため、一回の返済額が少ない場合は、借金が少しずつしか減らず、結果として返済すべき総額は増えてしまいます。

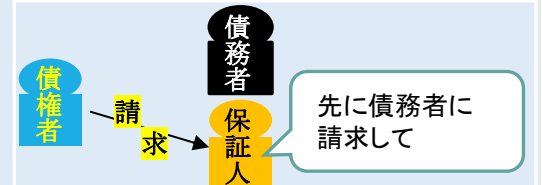
借入れにあたっては、

- ・必要最小限の金額であること
- ・借入期間を短くすること
- ・一回の返済額を可能な限り増やすことを意識することが大切です。

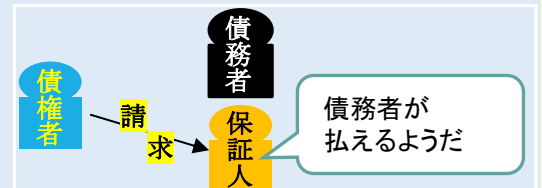
保証人と連帯保証人

「保証人」も「連帯保証人」も、借金をした本人(債務者)が返済をしない場合、代わりに返済する義務を負うのは同じですが、貸主(債権者)に主張できる権利に明確な違いがあります。

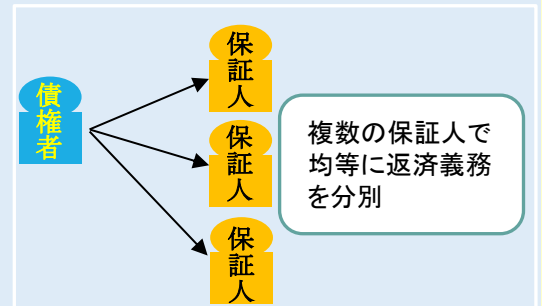
催告の抗弁権 … 債権者が保証人に返済を要求した場合に、債務者へまずは請求するように主張する権利



検索の抗弁権 … 債務者に返済能力があり、その返済が容易であることを証明・主張する権利



分別の利益 … 保証人が複数人いる場合に、等しい割合で借金の返済義務を負うことができる利益



「連帯保証人」は、返済に関して債務者と同一の立場として借金の返済をしなければならず、これらの権利は認められていません。

保証人(連帯保証人)の返済義務は、債務者が借金を返済できなくなって、自己破産した場合でもなくなることはなく、債務者に代わって返済しなければなりません。

保証契約は、必ず本人の同意のもとに契約されるため、自身が知らないところで保証人(連帯保証人)になることはありません。

親しい間柄の家族や友人であっても保証人(連帯保証人)を頼まれた場合には、契約内容をしっかり確認した上で判断することが必要です。

お金を借りる前に・・・

法律に違反する悪質な「**ヤミ金融業者**」を利用しないようにするために、まずは国または都道府県で登録を受けている業者かどうかを必ず確認しましょう。

大阪府 金融課 貸金業対策グループのホームページでは、貸金業の登録を受けている貸金業者の一覧を掲載しています。

現在貸金業登録を受けている貸金業者の確認はこちらから

https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html



借金がふくらんでしまった・・・

ローンやクレジットなどは、無理のない返済計画で利用し、返済が困難にならないよう心がけることが重要です。

心がけていたとしても、返済が困難になる場合もあります。

困ったときに、ただ悩んでいても問題は解決しません。

借金がどんどん増え続けるだけです。

ひとりで悩まずに、一刻も早く相談しましょう。

無料の相談窓口はこちらから

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_riyousha/index.html



借金が返済できなくなった場合には、解決方法として法律に基づく制度があります。

任意整理 … 裁判所を介さず、債権者と直接交渉して返済について話し合う制度
借金総額が比較的少ない場合に適した手続きです。

特定調停 … 裁判所が仲介し、債権者と債務者で返済について話し合う制度
債権者が比較的少ない場合に適した手続きです。

民事再生 … 裁判所を介して債務の減額を受け、再生計画に従い返済する制度
定期的な収入がある場合に適した手続きです。

自己破産 … 裁判所に申立てを行い、債務の免責を求める制度
返済の見込みが立たない場合に選択する手続きです。

お問合せ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室
金融課 貸金業対策グループ

電話番号

(06) 6210-9506 受付時間： 9：00～18：00
(土曜日・日曜日・祝日及び 12/29～1/3 を除く)

【参考文献】日本貸金業協会 発行

「金融トラブル防止のための Q&A BOOK 21 の疑問」2023 年版
※日本貸金業協会では「貸付自粛制度」を実施しています。

詳しくはこちらまで ⇒

(ナビダイヤル0570-051-051)

